

# 東住吉区 子どもの居場所ネットワーク事業について

～事業概要と次年度の課題～

## 「子どもの居場所」とは

地域で子どもたちが安心して集うことのできる家庭・学校以外の「第三の居場所」であり、「身近な地域で子どもたちのために何かできることはないだろうか？」という市民のみなさんの思いから生まれてきた自発的な取り組みのひとつです。

運営主体

地域のNPO法人、任意団体、個人など、形態は様々です。

実施内容

子ども食堂、子どもたちが安心して集い遊ぶことのできる場の提供、学校に通いづらい子どもたちへの学習支援など、多様な形で実施されています。

実施場所

自宅や店舗、公共施設等などです。

その他

参加費、回数、参加人数などは居場所ごとに違いがあります。

# 「**子どもの居場所**」が子どもたちに提供しようとする「**場**」

例えば…

## 子どもがひとりでも安心して利用できる場

子どもがひとりで行くこともでき、安心して過ごすことができる場です。

子ども食堂などでは温かい食事が提供され、みんなで食べる楽しさを経験できます。

## 時間を共有して見守る場

子どもも大人も安心して過ごすことができ、時間を共有することができる場です。

周囲の大人が子どもや親の抱える困難に気づいて必要な支援につなぐこともできます。

## 地域で子どもを育て交流する場

食事を共にし、団らん、学習支援、多世代交流など様々な経験の機会を子どもたちに提供し、地域ぐるみで子どもを育てる場です。

そこに関わる大人も、生きがいを持って参加でき、地域交流や地域づくりの場にもなります。

# 東住吉区 子どもの居場所ネットワーク事業について

東住吉区役所は地域の子育てや地域づくりをより豊かなものとしていく可能性のある取り組みとして、子どもがひとりでも行ける徒歩圏内に「子どもの居場所」があることが望ましいと考えており、「子どもの居場所」の取り組みの多様性を尊重しながら、次の内容の事業を進めています。

## 具体的取組

子ども食堂などの「子どもの居場所」の運営に取り組む団体のネットワークづくり（連絡会の開催による交流や情報交換等）を行っています。

「子どもの居場所」が安心して利用できる場として地域で根付いていくために役立つ様々な情報の提供などを行っています。

気にかかる（支援が必要な）子どもへの対応について、「子どもの居場所」と行政サービスや関係機関との連携をはかっています。

# 事業の実施状況と次年度の課題

## 区内「子どもの居場所」の開催か所数

平成30年4月当初: 8か所 → 平成31年1月現在: 13か所( プレオープン含む)

## 事業の実施状況

- ・居場所運営者間の連絡会議開催 (交流、情報交換、関係機関からの情報提供…)
- ・区役所内プロジェクトチーム会議開催 (部門横断的な支援の実施検討…)
- ・運営者への文書資料提供 (居場所運営に資するマニュアル等の提供…)
- ・その他 (新規立ち上げ希望者からの相談や情報提供等…)

## 次年度に向けて

「子どもの居場所」の意義や実施状況についての広報活動を強化し、「子どもの居場所」に対する地域の理解を促進し、協力や連携が得られやすい環境を醸成する。